

手話でつながる ヤサシサ アフレル まちへ



あなたの気持ちを手話で伝えてみませんか。手話は、人と人とのつなぐ目で見る言葉です。

買い物先で、職場で、学校で、手話でいさつを交わせたら、まちの景色が少し変わって見えるかもしれません。彦根市では「手話に興味があるけれど、出来るかな…。どこで学べばいいかわからない」といった、これまでに手話を学んだ経験のない方を対象に、全4回の「はじめての手話講座」を開催しています。

今年度、開講中の講座（第3回目）を訪れ、手話講座の講師として活躍する方と、手話に魅力を感じて学び始めた方から話を伺いました。

すべての人が互いに伝え合うことができますように

「朝起きたら“おはよう”、晴れていたら“いい天気だね”、何気ない会話を、いつでも、どこでも、誰とでも気軽にできる、そんな社会になってほしい」そう語るのは、はじめての手話講座で講師を務める、小林さんです。生まれたときからほとんど音が聞こえず、情報の多くを目から得てきました。何かをするときは、前もって調べておく。わからないことは、文字や絵など見える形で教えてもらう。そんな努力や工夫をしながらの生活をしてきました。

「私たちが気持ちを伝え合うには言語が必要です。日本語と同じように手話も言語です。ちょっとした会話から喜び、悲しみなど、共に感じ合える、お互いに気持ちを伝え合うことができる、そんな社会と一緒に作りませんか。」

はじめましてから、広がる世界

障スポの開会式での、手話によるパフォーマンスを見て、その魅力に惹かれて受講を決められたという辻川さん。手だけでなく、細かい指の動きもあり、思っていたよりも難しかったと感じる一方、できるようになると、その分楽しさを感じられるそうです。

「手話ができると、今まで話すことができなかつた方とコミュニケーションが取れるようになるので、交流の輪が広がると思います」。そう語る辻川さんのお気に入りの手話は“はじめまして”。

「相手に合わせることは、聞こえる人同士でも大切なことですよね。手話はその方法の一つだと思うので、残りの講座も楽しんで受講したいなと思います。」

市民税・県民税申告の受付

確定申告期間中は、会場が大変混雑します。市民税・県民税の申告をする人は、こちらの日程をご利用ください（確定申告の受付はできません）。

① 場 【1月30日（金）】稲枝支所（田原町）

【2月3日（火）～同6日（金）】市役所本庁舎（元町）1階

受付時間 各日9:00～12:00、13:00～15:00

※午前のみ 11:30 に番号札配布を終了します。

※混雑状況により、予定より早く受付を終了する場合があります。

対 令和8年1月1日時点彦根市に住民登録がある人のうち、市民税・県民税の申告が必要な人（下図参照）

持 「申告のご案内」、令和7年中の所得が分かる書類（源泉徴収票など）、営業・農業・不動産所得の「収支内訳書」（事前に収入と経費を集計し、作成してください）、所得控除の対象となるものに関する書類（医療費の明細書、生命保険料や地震保険料の控除証明書など）

※筆記用具、電卓などはできる限りお持ちください。

<市民税・県民税の電子申告が可能になりました>

マイナンバーカードを利用してスマートフォンやパソコンから申告できます。

【HP番号:28715】

<令和8年度個人住民税税制改正>

- ①給与所得控除の見直し ②扶養控除等の所得要件の改正
 - ③特定親族特別控除の創設 ④住宅ローン控除・住宅リフォーム税制の拡充
- 【HP番号:28859】

<一部の高齢者は障害者控除が受けられます>

詳しくは10ページをご確認ください。

問 税務課 市民税課

☎ 30-6140 FAX 22-3052 【HP番号:28887】

確定申告スマホコーナー※要予約

スマートフォンでの確定申告書作成を職員がサポートします。

①場 【2月2日（月）～同6日（金）】市役所本庁舎（元町）1階

受付時間 各日9:00～11:00、13:00～15:00

持 スマートフォン、マイナンバーカード（2種類の暗証番号が必要）

予約方法 彦根税務署へ電話

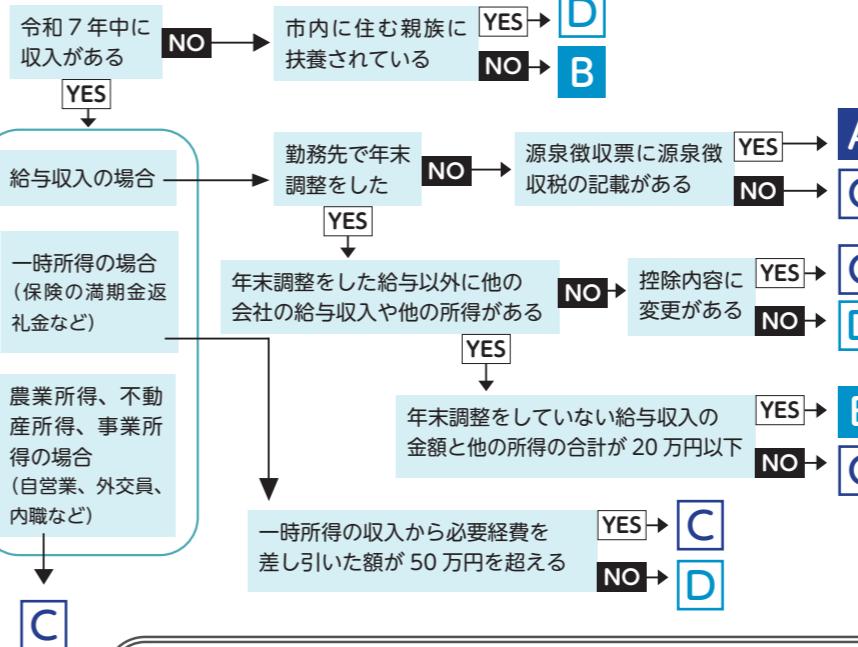
▶☎ 22-7640 にかけて音声ガイダンスに従って2を選択

年金収入がある人はこちらもチェック

「市民税・県民税の申告」が必要か、チェックしよう！

スタート

※フロー図は、一般的な例を示しています。
※「所得」と「収入」の違いにご注意ください。



A 所得税の確定申告が必要

C 所得税の確定申告か市民税・県民税の申告が必要（金額や内容によって申告の種類が変わります）

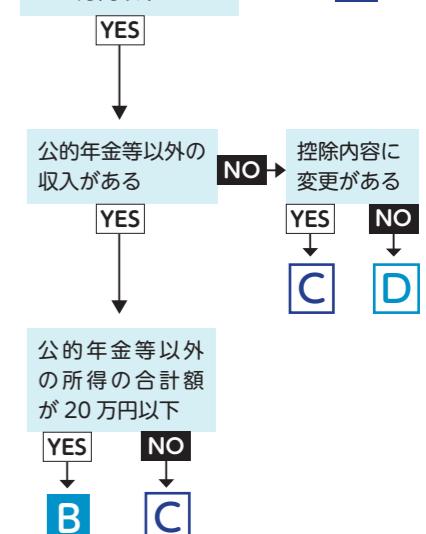
※所得税の確定申告書を提出した場合、市民税・県民税の申告は不要です。

B 市民税・県民税の申告が必要

D 申告は不要（行政サービスを受けるために必要になる場合があります）

スタート

公的年金等の収入が400万円以下 NO → A



国税相談専用ダイヤル

☎ 0570-00-5901 【自動音声案内】

所得税の確定申告は、スマートフォンで申告ができます。

詳しくはこちら▶

